

令和3年第3回上里町議会定例会会議録第3号

令和3年6月9日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7（町長提出議案第28号）上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8（町長提出議案第29号）上里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9（町長提出議案第30号）上里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10（町長提出議案第31号）上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11（町長提出議案第32号）上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12（町長提出議案第33号）上里町町道路線の廃止について
- 日程第13（町長提出議案第34号）令和3年度上里町一般会計補正予算（第2号）について
-

出席議員（14人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋茂雄君
3番 高橋勝利君	4番 飯塚賢治君
5番 仲井静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原育雄君
9番 植井敏夫君	10番 高橋正行君
11番 納谷克俊君	12番 沓澤幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	江原洋一君
教育長	埴岡正人君	総務課長	山田隆君
総合政策課長	豊田貴志君	子育て共生課長	飯塚郁代君
健康保険課長	及川慶一君	まち整備課長	相馬伸太郎君

事務局職員出席者

事務局長	宮下忠仁	係長	飯塚剛
------	------	----	-----

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程第7 町長提出議案第28号 上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第7、町長提出議案第28号 上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） おはようございます。

御提案申し上げました議案第28号 上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う道路構造令の改正に合わせて、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容について御説明申し上げます。

まず、改正の概要でございますが、第1点は、交通安全施設として自動運行補助施設を新たに位置づけるものでございます。自動運行補助施設は、自動運行車の安全な運行を道路インフラの側から位置の補正などによって補助し、交通事故の防止を図るものでございます。

第2点は、歩行者利便増進道路の構造等の基準を新たに定めるものでございます。歩行者利便増進道路内に定められた利便増進誘導区域では、道路占用許可が柔軟に認められ、カフェやベンチ等の設置が容易になり、高齢者や障害者等にとっても安全で使いやすい道路にするためのものでございます。

次に、改正条文の内容について御説明申し上げます。

第4条については、本条例の第41条の次に第42条として歩行者利便増進道路の構造等の基準の規定を新たに追加することに伴い、第4条中「第41条」とあるのを「第42条」に改正するものでございます。

また、道路構造令の第41条が第42条に繰り下げられたことによる条ずれに対応するため、第6条第7項、第10条第4項、第40条第3項及び第41条第2項中「令第41条第1項」とあるのを

「令第42条第1項」に改正いたします。

第33条については、「交通安全施設」に「自動運行補助施設」を追加するための改正でございます。

第42条については、新たに「歩行者利便増進道路の構造等の基準」について、規定を加えるものでございます。

最後に、附則につきましては、公布の日から施行とさせていただくものでございます。

以上で、上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を優遇する必要があるときはということで、その必要の判断は市町村に委ねられているのかどうか。例えば国道とか県道とかそういう基準があるのかどうか。これから高齢化社会に向かっていきますし、暑い夏場などは、特に子どもさんでもやはり日陰で少し休憩して水分を取るとか、そういうことというのは非常に重要なというふうに思いますので、その点の確認と、あとこの計画はおおむねいつ頃までに計画を立てるとか、そういうことの要請みたいなのは今後来る可能性のあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 沓澤議員の御質問に対して説明申し上げます。

まず、こちらの歩行者利便増進道路についての判断ということでございますが、こちらについては、基本的には道路管理者に委ねられるものと思います。なので町道につきましては、町のほうに判断は委ねられるものだと思います。

それとまた、その計画に関してのスケジュール的なものですね、こちらについては特に定めありません。こちらの歩行者利便増進道路につきましては、町のほうで、これから例えば駅北の町づくり等を進める中で、コンパクトシティを進める中で、そういった歩行者、交通量が増加する道路であるかというところを判断した上で、そういった計画をつくる際に、こういったところも考えていく必要があるだろうということで考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

また、そうしますと国道等は当然、国の管理ということになりますので、上里町の中でよく吟味をして、ここには欲しいなという判断をした場合には、国道の場合は国、県道の場合は県に要請していくという形になるというふうに判断してよろしいでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 沓澤議員の御質問に対して御説明申し上げます。

議員おっしゃるとおり、国道だったり県道については道路管理者のほうに、町のほうでこういった歩行者利便増進道路とする必要があるということで、御要望を出すということになるかなと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第28号 上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 町長提出議案第29号 上里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第8、町長提出議案第29号 上里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第29号 上里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

行政不服審査法施行令の一部改正に準じ、固定資産の価格に関する不服の審査申出書等への押印等を不要とするため、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、行政不服審査法施行令において求められていた押印は、実印ではない、いわゆる認印で、審査請求人等の本人確認や審査請求書が真正であることを担保する意義に乏しいことから、行政不服審査法施行令に基づく審査請求書への押印が不要となりました。

今回の条例改正は、この行政不服審査法施行令の改正に準じ、本条例に基づく審査申出書等への押印等の見直しを行い、併せて規定の削除に伴う項ずれの修正を行うものでございます。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

第4条は、審査の申出に関する規定ですが、審査申出書への押印を不要とするため、第4項を削り、併せて第5項以下の規定を1項ずつ繰り上げ、規定の削除に伴う項ずれを修正するものでございます。

第8条は、口頭審理に関する規定ですが、第5項中「署名押印」の文言を削り、提出者の口述書への署名及び押印を不要とするものでございます。

最後に、施行期日については、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で、上里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第29号 上里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第9 町長提出議案第30号 上里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第9、町長提出議案第30号 上里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

[副町長 江原洋一君発言]

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第30号 上里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、行政手続の押印原則の見直しに伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、国においては内閣府に設置された規制改革推進会議の議論に基づき、押印廃止を含む規制・慣行の見直しについて取り組んでいるところ、地方公共団体においても、業務の効率化や行政サービスの効率的・効果的な提供のため、国と同様、書面規制、押印、対面規制の見直しを積極的に行うとされております。今回の改正は、これらの状況を踏まえ、新たに上里町の職員になった際のサービスの宣誓に関し、押印を廃止するための改正を行うものでございます。

具体的には、別記様式中「㊟」とあるものを削り、押印を不要とするものでございます。

最後に、施行期日については、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で、上里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第30号 上里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 町長提出議案第31号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第10、町長提出議案第31号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第31号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、特定教育及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要でございますが、特定教育及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、地域型保育事業所の卒園児が引き続き教育・保育が受けられるよう、国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所を連携教育を行

う事業所として設定する改正と文言整理が行われました。上里町では特区小規模保育事業は該当がありませんので、文言整理のみとなります。

続きまして、改正条文について御説明申し上げます。

第42条第4項第1号「児童福祉法第24条第3項」の後に、「（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に改め、「行う者」を「行う施設」に改めるものです。

最後に、改正附則でございますが、施行期日について規定しており、公布の日より施行するものでございます。

以上で、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第31号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 町長提出議案第32号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第11、町長提出議案第32号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第32号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、概要でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われ、福祉サービス事業者等の業務負担軽減から利用者への説明、同意を得た上で、各記録を作成、保存する上で、原則として電磁的方法を認めることになりました。この改正によりまして、上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例においても、電磁的記録について規定する必要が生じました。

続きまして、改正内容について御説明を申し上げます。

本則に第6章「雑則」を加え、第49条を新たに追加するものでございます。主な内容は、家庭的保育事業者、職員が保育に関する記録を書面に代えて電磁的記録により行うことができる旨の規定を定めます。

また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行による改正でございますが、議案第31号と同様に、国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所を「連携教育を行う事業所」として設定する改正と文言整理が行われました。上里町では特区小規模保育事業は該当がございませんので、文言整理のみとなります。

改正条文につきましては、第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加えます。

また、同条第5号中「、次」を「次」に改め、「行う者」を「行う施設」に改めます。

最後に、改正附則でございますが、施行期日について規定しており、令和3年7月1日より施行するものでございます。

以上で、上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第32号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第12 町長提出議案第33号 上里町町道路線の廃止について

○議長（猪岡 壽君） 日程第12、町長提出議案第33号 上里町町道路線の廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第33号 上里町町道路線の廃止について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、現在、道路形状がなく、払下げ予定があるため、町道路線の廃止をいたしたく、本案を提出するものでございます。

具体的には、別冊町道廃止路線調書のとおり、町道5219号線1路線でございます。

当該路線は、道路形状がなく、行き止まりの未供用道路になっており、地先の土地所有者に払下げを予定しております。

以上で、簡単ではございますが、上里町町道路線の廃止についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） この道路というのは、昔でいいますと何か馬入れというふうに解釈したんですけれども、まず、そのとおりでないでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 高橋勝利議員の御質問に対して説明いたします。

馬入れであったかどうかというのは、すみません、私のほうではちょっと判断はできないんですけれども、そういった使い方をされていた道路等もございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 地図をいろいろ見ますと、ここ行き止まりとさっき副町長が説明したんですけれども、よそのところに真ん中へ入っていつちゃっているという、見たら非常に不自然なところだと思うんですよ。今回はそういう払下げの予定地だからということなんですけれども、上里全体を見たときに、このようなケースっていっぱいあるんじゃないですか。

今回はそういうふうに簡単に言えば、そこのところ真ん中を突き切っちゃっている、途中で止まっちゃっている。これを払下げ、相手に買ってもらうという、そういう解釈でよろしいんでしょうか。

それで、お金も当然あると思うんですけれども、66.6メートルというのは、今までの町道路線の廃止、いろんなことがありましたけれども、非常に今回、長い距離だというふうに私は感じたんですけれども、もしその辺のところ分かれれば説明していただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 高橋勝利議員の御質問に対して御説明申し上げます。

こちらについては、払下げということで、払下げ申請をされた方に町のほうはその土地を売却するということでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第33号 上里町町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 町長提出議案第34号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第13、町長提出議案第34号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第34号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

令和3年度上里町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ512万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億9,619万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります、2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款20繰越金は、512万8,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して512万8,000円を追加し、90億9,619万8,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款2総務費は、70万4,000円の増額補正となり、総合文化センター修繕料の増額となっております。

款3 民生費は、96万1,000円の増額補正となり、神保原児童館修繕料及び工事請負費の増額となっております。

款4 衛生費は、346万3,000円の増額補正となり、予防対策事業に伴う委託料の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して512万8,000円を追加し、90億9,619万8,000円とするものでございます。

以上で、令和3年度上里町一般会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明を申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 豊田貴志君補足説明〕

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7 番 齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 今、課長が説明してくれた予約システムコールセンターなのですが、これは本庄市児玉郡分としてトータルで見て、上里町分が346万3,000円ということですが、前回、全協か何かで説明があったときのオペレーターの数が、市町それぞれ数名、何人ずつということで説明があったんですけども、これは、今回は全体の数としてオペレーター、それと上里分についてどのくらいのオペレーターの数なのか。

それと、ちょっとよく分からないのが、歳入のところは512万8,000円がありますけれども、これは繰越金で総合文化センターと神保原児童館運営事業については分かるんですけども、予防対策、新型コロナワクチン関係のことだと、国費、国の施策だというふうには理解しているんですけども、この辺はどうなんですか。要するに、繰越金で取りあえずカバーしておいて、後で国のほうから歳入に繰入れが来るのかどうか、その辺、ちょっと2点ばかりお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 齊藤崇議員の御質問に御説明させていただきます。

予約システムコールセンターのオペレーターの人数といったところでございますが、こちらにつきましては、御説明したときの内容と異動はございません。ただ、そちらにつきましては、当初補正のほうでやっていただいたときには、まだ人数等が確定していなかった、時間的には流れとしますと、まだ3月中には確定が完全にしていなかったものですから、予算計上させていただいた合計額ということで上げさせていただいております。

いざ契約になるときのオペレーターの人数が決まったのが、契約直前の3月末頃に人数が確定したといったところから、その額では当然のことながら足りないということになります。

先ほど総合政策課長からも御説明がありましたように、契約期間につきまして調整をさせていただいて、今回は契約期間をこの金額をもって予算額を担保した上で、契約変更を起こさせていただこうというふうな考え方でございます。

現行で契約期間につきましては、当初、1市3町で契約時点におきまして4月1日が契約になるわけでございますが、その段階ではほかの市町村との話で9月末ということだったんですが、上里町はどうしても予算が足らなかったといったことですので、8月31日までのまず契約をさせていただいて、その後、補正等でそのところを調整をさせていただくというような考え方で、予算計上を今回させていただいたところでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 齊藤崇議員の2点目の歳入の考え方ということで、私のほうから説明させていただきます。

議員御指摘のとおり、まず、こちらにつきましては、当座、繰越金で対応させていただきたいということで上程をさせていただいております。今後の補助金動向、また、国等との調整の中で、またあと執行状況によりましては、財源更正の対応にて補助金に振り替えるという形も可能性としてはあろうかと思いますが、今現在はこの繰越金対応という形で考えております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） ただいまの同僚議員の質問に対する説明を伺っていると、当初の補正の1,770万円というのが8月31日までを見ていたということで、今回の346万3,000円で、これで9月末まで、要するに1か月分延長して、なおかつオペレーターの数が確定をして、これ

をもってコールセンターの委託料は全てもう増額は出ないという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 納谷議員の御質問に御説明をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、契約期間につきましては、9月末ということで予定をしているところでございます。議員の皆様も御存じのとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、年内もしくは年をまたいで接種の予定ということに恐らくなろうかなと思いません。

現段階におきましては、高齢者に対する接種といったことでの部分で、私ども想定としてこの9月末ということで考えておりますので、この後、若年層の方々、いろいろ今、国のほうでは言われているようでございますが、いずれにしましても、上里町、児玉郡市内において、接種につきましては今後も続けていきますので、その際には改めまして契約になるのか、もしくは契約の変更でやるのか、この辺につきましては、今後1市3町で協議を重ねて決定させていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） そうしますと、ちょっと本題と外れてしまうんですが、当町においては1市3町足並みをそろえて、今後、64歳未満も同じやり方等で進めていくということなんですかね。いろんな報道とかを見てもみますと、そもそも数が多いんだから、最初から何日、この日ですとある程度指定をして、駄目な人だけ変えてくれというのが結構スムーズにいったというような報道もあったんですが、そのスタンスは64歳以下、64歳以下になってきますと、お仕事とかを持っている方とかが非常に多くなってから、指定をして出しちゃうとほとんど変更になっちゃうからということもあろうと思いますが、スタイルは変えないという方向ですか。ちょっとずれちゃいますけれども、確認させてください。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 納谷議員の御質問に御説明させていただきます。

今、現段階といたしましては、基本的には医師会さんにも御協力いただくといった点もございます。ですから、この辺の調整も今後行っていかなくてはいけないのかな。また、最近の新聞報道などを見ておられますと、職域ですとか大学ですとか、いわゆる学校での接種なんてい

うお話もでございます。また、当町におきましては、この新型コロナワクチンの接種対象年齢が16歳から12歳まで引き下がったというのが先日報道されたかと思うんですが、これに対応すべく、こういったやり方をしていかなければいけないのかといったものを、また併せて1市3町で話をしていかななくてはいけないのかなと思っているところでございます。

そういった意味では、現段階ではこういったやり方でやりますよということはないわけでございますけれども、ただ、少なくとも町内にいらっしゃる自営業者の方ですとか、もしくは町内にお勤めの方々ということで、いわゆる職域の対象にならない人が場合によっては生じるであろうということも想定されますので、そういった方々も必ず接種していただけるような体制を必ずつくっていくというような方向で、1市3町で調整をさせていただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 予約システムコールセンターの件で、もう一度確認したいんですけども、当初の予定、前回の全協でも説明があったときに、1市3町で予約コールセンターのオペレーターというか、記憶しているのは、本庄市が20名、上里が10名、神川、美里はおのおの5名ずつということで、暫定的にこのくらいということで机上で計算して、その65歳以上の高齢者の予約に対応するオペレーターの数を出したんだと思うんですけども、先ほど同僚議員が質問したとおり、今後、さらに年齢を下げた64歳以下の方々にも接種ということで、この予約システムを継続していくのであれば、当然、先ほどの課長の説明でもあったように、コールセンターのオペレーターの数を増やすことにもなるかと思うんですよね。

当然、オペレーターの数を増やすということは、イコール回線数も増やさなきゃいけないというふうに想像できるわけですけども、その年齢、64歳以下の接種の予約が今と同じような方法で執り行われるのであれば、かなりまた混雑が予想されるような気がしてならないんですよ。

ですから、いろんな各自治体、都道府県等の事例を参考にして、よりよい混乱を招かないような方法を取り入れて、タイムリーにオペレーターでも、それから回線数でも増やしていくという、そういう考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 齊藤崇議員の御質問に御説明させていただきます。

今後、おっしゃられるように、64歳以下の方々が接種ということになってくるかと思います。その際には当然ことながら59歳以下の方、いわゆる現役世代というんですか、そういった方々が入ってくるということになりますと、スマホの利用率が非常に高いのかなといったこと、また、LINEなども結構使われているというようなお話も伺っているところでございます。そういった意味では、オペレーターの数をごどのように変化させていくのか、増やしたほうがいいのか、減らしたほうがいいのか、この辺につきましては、1市3町でやはり同じく協議を重ねてやらせていただければなと思っております。

またあわせて、先ほど御指摘のありました混乱を今回いろいろと招いている部分があって、大変申し訳なかったんですけども、おっしゃるとおり、当然のことながら混乱を招かないような形で対応はさせていただければと思っております。

そういった意味では、オペレーターの数について変動させるといった部分につきましては、なかなかやはり雇用とそれと労働者の関係もあります。そういったことで急激な変化というのは、なかなか難しいのかなというふうに思っておりますので、そういった中ではある程度、予定として変化できるのかなといったものをこちらで御提示をさせていただく、もしくは会社と協議をさせていただくというような中で、対応はさせていただこうというような感じにはなろうかと思うんですけども、いずれにしましても、皆様方に接種を確実にとっていただけるように努力のほうはしてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 同じところでの質問なんですけれども、予約の期間として9月末ということでもありますけれども、高齢者の中には予防接種をすることを積極的にやりたいという方もたくさんいるわけなんですけれども、ちょっと恐れていて、どうしたものかと。いろいろな体の事情がありますから、お医者さんとかそういうところに相談したほうが良いと思いますよというふうにはお伝えしてはいますが、そういう人たちがなかなか決断ができなくて、9月の予約を過ぎて、でも悩みに悩んでやっぱり接種したいなとかというふうなお気持ちになったときに、その人たちの接種の場というのを確保する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

このワクチンについても、まだ本当によく検証がされていないわけでありまして、積極的にいい面と悪い面があって、自分で判断するというようになっておりますので、判断がずれた方たちをどこで救済していくのか、このコールセンターの期間が閉まった後に、どういった救済

措置があるのかということについて、これとちょっとずれますけれども、期間が9月末となるわけですので確認しておきたいなというふうに思います。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

恐らく議員のおっしゃられた点というのは、高齢者の接種は国が今、7月末を目途にやりなさいと。また、若年層につきましては、今年のうちですか、年内もしくはもっと早い時期に終わらせなさいということになってしまうと、判断のつかない高齢者の方々が取り残されてしまうのではないのかといったような御心配での御質問かなと思います。

そういった面におきましては、私どもが今現在考えている部分では、このワクチン接種の事業期間につきましては、来年の2月28日までということで、時限ではあるんですけれども、そこまで延びているといったところでございます。

そういった面におきましては、今、供給されているワクチンが1種類、場合によっては東京などでは2種類あるようでございますけれども、このワクチンの供給状況を見ながら、高齢者の方に合うワクチンを必ずどこかで確保していく。また、もう1社のワクチンもどこかにあるわけですから、その使い方について今後示されてくるんだと思うんですが、そういった状況を見ながら、私どもも対応させていただいて、接種のほうをお受けいただけるようにやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） これから高齢者が終わって、今後のことでありますけれども、64歳未満の方が今度対象になるわけですが、その場合、接種券の通知をどう出されるのか、まとめてぱっと出しちゃうのか、年代別に分けて出すのか。

それで、今までの状況を見ますと、コールセンターについても、1回目のワクチンの予約をすると、2回目まで取れることもあったし、1回目だけしか分からなくて、2回目はまた電話で聞いてみないと分からないという、そういう状況があったんですけれども、今後、そこから辺についてはどうされるのか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） ただいまの8番植原育雄議員の質疑は、当議案審議に関する質問の範囲を超えております。質問は議案審議の範囲内でお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第34号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎散 会

○議長（猪岡 壽君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前9時55分